

日本酸素ホールディングスグループ IR 方針（IR 活動に関する対話と開示の基本原則）

私たちは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、フェア・ディスクロージャー（以下、FD）の考え方にに基づき、市場関係者（株主・投資家・証券アナリスト等）と建設的な対話を行います。また、経営・事業運営の状況など、正確な情報を公平に適時適切に説明・開示し IR 活動の充実に努め、市場関係者からの要望や評価を経営陣へフィードバックして経営に活かすことにより、企業価値の向上に役立てます。

1. IR 活動の基本姿勢

- (1) 迅速性・正確性・公平性・継続性を旨とし、企業価値評価に必要な情報をわかりやすく開示します。
- (2) 市場関係者との信頼関係を構築するため、FD ルールを遵守しつつ、誠実かつ積極的に対応します。
- (3) グループ一体で取組む IR 活動を推進します。当社は、市場関係者との前向きな対話を重視し、経営陣を中心にさまざまな機会を通じて対話を持つように努めます。
- (4) 当社は、IR 活動を通じて得た、市場関係者からの要望や評価を、取締役会などに報告することにより、定期的に経営陣へフィードバックします。

2. IR 情報の開示方針

- (1) 基本的な考え方
当社は準拠すべき法令および当社が上場している取引所が定める規則等に従い、適時開示を行います。また、それ以外の情報に関しても、世界各地で事業を展開する企業として国内外を問わず、市場関係者にとって関心の高い情報や、当社グループの理解促進に役立つ情報については、積極的に開示します。なお、開示情報については、継続性や一貫性に留意します。
- (2) 開示方法 [公平なアクセス手段の提供]
金融商品取引法に基づく情報開示については、金融庁の「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」を通じて実施し、速やかに当社ウェブサイトに掲載します。
有価証券上場規程に基づく適時開示については、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム (TDnet)」を通じて実施し、速やかに当社ウェブサイトに掲載します。

適時開示に該当しない情報についても、国内外に対して公平な情報開示に努めます。

3. IR 活動に関する取組み

IR 担当部署を設置し、情報開示・対話充実のための体制を整備すると共に、市場関係者との対話機会では、社長 CEO や担当役員が当社の業績や経営戦略について説明し、質疑応答等の対応を行います。

4. 適時開示の方法と手順

私たちは公正かつ適時・適切な開示を行うため、当社グループ全体を対象とした「グループ行動規範」及び「内部情報管理及び内部者取引規制に関する要領」において、具体的な開示の方法及び手順を定めています。

- (1) 適時開示の要否、開示時期、開示内容、開示方法等の適時開示に必要な決定は、
全社情報管理責任者が判断します。
- (2) IR 担当部署は、FD の確保、またインサイダー取引防止の観点から情報管理を徹底した上で、当該情報を開示します。なお適時開示情報が子会社にかかる場合には、当該子会社の担当部署は当社 IR 担当部署の指示に基づき開示します。

5. IR 活動の沈黙期間 : Quiet Period

情報開示の公平性を確保し、当社グループの業績に関する重要な情報が、決算発表の前に漏洩することを防ぐため、IR 沈黙期間を設定しています。これは、各四半期末日の翌日から当該決算発表日までの期間とし、この間は、決算についてのお問合せに対する回答を控えるほか、原則として IR 個別面談の実施や会社説明会の開催などを行いません。但し、適時開示を行うべき重要事項が発生した場合はこの限りではありません。

この方針の改廃は、当社取締役会が行うものとします。

以上

制定日 2021 年 2 月 2 日